別紙1（その12）

名古屋市（令和4年8月1日改訂版）

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（共同生活援助）

記入例

事業所名称：**グループホームあいち**

＊この一覧表は対象サービス分のみ添付で可

新規・変更・廃止となる加算の　　記入すること

全ての項目について該当する番号に○を付ける。

※図形で○を付けると**位置がずれやすい**ので、必ず印刷プレビューで確認してください。

名古屋市は「三級地」となります。（あらかじめ○が付いています。）

事業所名称を記入

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

事業所全体の定員

報酬体系上算定する人員配置体制に○を付ける。

提供サービス	定員数	人員規模	多機能型等定員区分	人員配置区分（※2）
各サービス共通				
訓練等給付費　共同生活援助	15　人			1．Ⅰ型（4：1） 2．Ⅱ型（5：1） 3．Ⅲ型（6：1） 4．Ⅳ型（10：1） 11. 日中支援Ⅰ型(3:1) 12. 日中支援Ⅱ型(4:1) 13. 日中支援Ⅲ型(5:1)

★：前年度実績に基づいて算定される加算

			適用開始日
施設区分		1．介護ｻｰﾋﾞｽ包括型　2．外部ｻｰﾋﾞｽ利用型　3．日中ｻｰﾋﾞｽ支援	
職員欠如		1．なし　2．あり	
サービス管理責任者欠如		1．なし　2．あり	
福祉専門職員配置等	（別紙7）	1．なし　2．Ⅰ　3．Ⅱ　4．Ⅲ	R4.4.1
視覚・聴覚等支援体制	（別紙10）★	1．なし　2．あり	
看護職員配置	（別紙21）★	1．なし　2．あり	
重度障害者支援職員配置（※9）	（別紙37）	1．なし　2．あり	R4.4.1
地域生活移行個別支援	（別紙35）	1．なし　2．あり	
精神障害者地域移行体制	（別紙42）	1．なし　2．あり	
強度行動障害者地域移行体制	（別紙43）	1．なし　2．あり	
強度行動障害者体験利用加算職員配置	（別紙56）	1．なし　2．あり	
医療連携体制加算（Ⅶ）	（別紙17）	1．加算（Ⅶ）なし　2．加算（Ⅶ）あり	
通勤者生活支援	（別紙19）★	1．なし　2．あり	
医療的ケア対応支援体制	（別紙57）	1．なし　2．あり	
福祉・介護職員処遇改善加算対象		1．なし　2．あり	
キャリアパス区分（※3）		1．Ⅰ　2．Ⅱ　3．Ⅲ	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象		1．なし　2．あり	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※4）		1．Ⅰ　2．Ⅱ	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象		1．なし　2．あり	
指定管理者制度適用区分		1．非該当　2．該当	
地域生活支援拠点等		1．非該当　2．該当	

重複算定不可

重複算定不可

重複算定不可

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2.該当」に○を付ける。

住居別設定項目	共同生活住居の名称	住居の定員（ｻﾃﾗｲﾄ除く）	ｻﾃﾗｲﾄの定員数	大規模住居等（該当のいずれかに○）（※8） 大規模住居非該当	定員8人以上の住居	定員21人以上の住居	一体的な運営が行われている住居の定員の合計が21人以上	適用開始日	夜勤職員加配体制（別紙50）（日中ｻｰﾋﾞｽ支援型のみ設定）	適用開始日	夜間支援等体制（別紙16）★ なし	Ⅰ	Ⅱ	対象人数	Ⅲ	適用開始日	夜間支援等体制加算Ⅰ加配職員体制（別紙16）★ Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	対象人数	適用開始日
	あいちホームＡ	8			○				1．なし　2．あり			○		7人		R4.4.1	○			10人	R4.4.1
	あいちホームＢ	3		○					1．なし　2．あり			○		3人		R4.4.1	○			10人	R4.4.1
	あいちホームＣ	3	1	○					1．なし　2．あり			○		4人		R4.4.1		○		4人	R4.4.1
									1．なし　2．あり												
									1．なし　2．あり												
									1．なし　2．あり												
									1．なし　2．あり												
									1．なし　2．あり												

別紙16により、1人の夜間支援従事者が支援する人数に基づき、記載する。

別紙16により、1人の夜間支援従事者が支援する人数に基づき、記載する。

※2　「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
※3　「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2．あり」の場合に設定する。
※4　「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2．あり」の場合に設定する。
※8　「大規模住居」欄の「2．定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。
　　また、「4．定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
※9　「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「1.介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。